

## 環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉参加反対に関する意見書

政府は、昨年11月9日に環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）に関して、「関係国との協議を開始する」と明記した包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定し、T P P交渉参加の是非について検討が進められてきた。

東日本大震災を受け、5月17日に交渉参加への判断時期について「総合的に判断する」として6月に結論を出す方針を先送りすることに閣議決定したものの、野田新首相は所信表明演説において、判断時期は示さなかったが「交渉参加について、しっかりと議論し、できるだけ早期に結論を出す」と述べた。

T P Pは、関税の撤廃を大前提とした交渉であり例外なく貿易が自由化されれば、農業や地域経済に大きな打撃を与えることは必至であり、とりわけ米が農業産出額の8割以上を占める本町においては、農業経営が壊滅的な打撃を受け、地域経済の衰退に直結しかねない。

また円高等による景気の低迷が続く経済状況に加え、東日本大震災や台風の影響により農林水産業や地域経済は甚大な被害を受けており、経済の立て直しは急務であるとともに、大災害の復旧・復興対策は我が国にとって最優先かつ最重要課題である。

この様な未曾有の国難の中、日本の経済・社会構造に大きな変革を迫るT P Pは、日本の再生にとって、大きな障害になることが想定されるものであり、農林水産業の保護や競争力強化の具体策が明確に示されていない今までのT P Pへの参加は、断じて容認できるものではない。

よって、国会及び政府におかれでは、今おかれている我が国の状況を踏まえ時期尚早とも言われているT P P交渉への参加を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月15日

富山県入善町議会